

(仮称) 今ノ山風力発電事業環境影響評価準備書に係る

高知県環境影響評価技術審査会（2回目）

議 事 録

日 時：令和5年1月10日（火）13時30分から16時30分

場 所：高知県保健衛生総合庁舎 5階会議室

高知県林業振興・環境部 自然共生課

会次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事録署名委員の選出
- 4 協議事項
 - (1) 経過報告
 - (2) 意見概要書等について事業者説明
 - (3) 質疑・応答
- 5 連絡事項
- 6 閉会

委員総数及び出席委員数

委員総数：14名

出席委員：12名

(1) 会場出席

石川 慎吾、石川 妙子、一色 健司、岡林 南洋、岡部 早苗、岡村 眞康 峪梅、西村 公志、藤川 和美、松岡 裕美、渡部 孝

(2) web出席

関田 諭子

(3) 欠席委員

大内 雅博、長門 研吉

事業者

今ノ山風力合同会社

中渡瀬 秀廣、弘田 哲洋、嶋 和紀、立川 貴重

一般財団法人日本気象協会

鍋島 秀孝、竹岳 秀陽、小山 和香、北山 貴大 (他WEB出席9名)

事務局

高知県林業振興・環境部 自然共生課

- ・課長 河野 和弘
- ・課長補佐兼チーフ 山内 潤子
- ・主幹 内田 光輝

1 開会

2 挨拶

事務局	自然共生課長より開会の挨拶。
-----	----------------

3 議事録署名委員の選出

会長	岡林南洋委員、康峪梅委員を議事録署名人に選出。
----	-------------------------

4 協議事項

(1) 経過報告

事務局	本事業に関する環境アセスメントの手続き及び経過等について説明。
-----	---------------------------------

(2) 住民、関係市町、県庁関係課からの意見と事業者見解について

事業者	<p>意見に対する事業者の見解を説明させていただきます。</p> <p>では「住民意見に対する事業者見解」について、説明をさせていただきます。</p> <p>【資料4 1 ページ目】</p> <p>本事業は、令和4年6月29日（水）に公告をいたしました。</p> <p>方法といたしましては、日刊新聞紙の高知新聞と、地方公共団体の広報紙としましては、土佐清水市と三原村の広報紙に掲載しております。</p> <p>また、新聞折り込みチラシによるお知らせとしまして、高知新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日経新聞の朝刊に折込チラシをさせていただきますして、説明会のお知らせをいたしました。</p> <p>そのほかインターネットのお知らせとしまして、高知県、土佐清水市、今ノ山風力合同会社のウェブサイトにて、住民説明会のお知らせと縦覧をいたしました。</p> <p>【資料4 2 ページ】</p> <p>縦覧場所は、庁舎での縦覧といたしまして、高知県庁、土佐清水市役所、三原村役場の3か所で行いました。そのほか、インターネットの利用においても、縦覧をしております。縦覧期間は6月29日から7月29日の1か月間としました。縦覧者数と書いてありますのは、意見書箱への投函者で119名となり、内訳では、高知県庁2名、土佐清水市役所107名、三原村役場10名でした。</p> <p>【資料4 3 ページ】</p>
-----	---

こちらが住民説明会開催の内容に関する記載となっております。住民説明会は令和4年7月16日(土)14時と19時、7月17日(日)の14時と19時となっております。

【資料4 4ページ「環境影響評価準備書についての意見の把握」】

意見書の提出期間が6月29日から8月12日までの間としまして、この間に縦覧場所に備え付けられた意見書箱への投函と、今ノ山風力合同会社に郵送による提出という二つの方法によって意見書を募集させていただきました。

「(3) 意見書の提出状況」というところで、意見書の提出を170通いただきました。

なお、一字一句同じ意見書につきましては、意見書の数を1通と数えさせていただきます。

内訳は、高知県土佐清水市にお住まいの方は106通、三原村にお住まいの方が1通、高知県内17通、高知県外45通、その他不明1通の合計170通いただいております。

【資料4 5ページ 意見とそれに対する事業者の見解】

ここから意見と事業者の見解につきましてご説明をさせていただきます。

まず、今回170通の意見書をいただきましたが、全てを説明することは時間の関係上難しいことから、どういった意見があったかというカテゴリー分けと、それぞれに対する見解を説明させていただきます。

まず意見をカテゴライズしますと、まず一つに、事業自体不要、事業自体に反対といった意見。

そしてもう一つは災害、西南豪雨等の災害が起きたことに起因する意見。20年後の撤去が適切になされるかという点に関する心配の意見。そして「崩壊土砂流出危険地区」と呼ばれる、事業実施区域が崩壊しやすい地形になっているんじゃないかといったことに対する懸念の意見。続きまして、音、風車から発生する低周波を心配する意見。本事業を実施することに伴い、水環境に与える影響があるのではないかとといった意見。最後に、本事業を実施することに伴い、生態系への影響があるのではないかとといった意見。これらの意見に分類をさせていただいております、それぞれに対する、我々の見解を説明させていただきます。

今から、左側の番号を読み上げて、どのカテゴリーに分類するかを説明した上で、見解を説明したいと思っております。

【4番】

「今ノ山風力発電事業は私たちの生活に必要な、事業を中止してほしい」という意見。こちらは先ほど説明しました中の「事業自体が不要である」といった意見であると受け止めております。

こちらに対して、私どもとしましては、こういった意見を一部の住民の方がお持ちだということは真摯に受け止めた上で、やはり私どもとしても、この先、事業期間にわたって地域の皆様と一緒に歩いていく事業になりますので、より一層理解を得るべく、説明会ですとか、様々な施策を講じて理解を頂いていくことが重要だと考えております。

ここに記載は無いですが、今後、地域の皆様に説明をさせていただいたり、また地域の皆様から直接意見をいただく場ということで、地域との協議会というものを準備すべく、今、地域の行政と相談をしているところですので、こういった取り組みを通じながら、より理解を得ていくべく対応したいと考えております。

【28 番】

先ほどの分類でいきますと、「災害、西南豪雨災害、土砂災害に関する懸念、及び 20 年後に適切な撤去がなされるか」という点に関する意見に分類させていただいております。意見概要としては、「西南豪雨を経験して自然をこれ以上破壊してはいけない」「大雨が発生することによって土砂災害が起きる可能性が高くなっているということに不安を感じている」という、こちらが災害に関して。また、20 年後運用が終わった場合に撤去するという確約がないということで、心配をいただいております。

こちらに対する私どもの見解としましては、まさに災害について、過去の西南豪雨の災害があったということも勉強させていただいております。その上で、今回の事業計画を策定する段階においても、当然万全を期しており、大前提として、急峻な場所での開発は極力回避するということと、私どもが事業を実施しようとしております国有林についても、この急勾配の場所への風力発電機の設置というのは、ルール上出来ないということが明確になっておりますので、まずそういった大前提の部分をしっかりとして遵守していくということが重要と考えております。

その上で、さらなる対策ということで、現地の地質地形をしっかりと調査して把握をする、具体的には、風車設置位置でボーリング調査を実施し、一つ一つの地質をしっかりと確認した上で、設置を検討していくことですか、こちら先ほどの繰り返しになりますが、森林法等の制限が当然かかってきますので、そういった審査の過程において指導いただいたところを、しっかり反映した上で事業を実施していくということで、実施しているという状況でございます。

また、土砂災害につきましては、他所でそういった事が起こった際には、水が 1 か所に集中した場合に土砂が流れているというところがよく見受けられるところですが、私どもはこれから造成する道路につきましても、一定間隔での横断排水を設け分散排水を基本としておりますし、風力発電機が設置されるヤードについても、分散排水をし、1 か所に水が集中しないような対策を行っていることですか、土砂の流出がないように、しっかりと周辺に自然浸透させるべく沈砂池やふとん籠、しがら柵等の対策を実施してまい

ります。こちらは工事期間中、運転開始後も、常時現場に人を常駐させ、日々点検を継続的に実施する予定としております。ここまでが土砂災害です。続きまして運用後の撤去についてですが、こちらは前回の事業説明の中でもお話しさせていただきましたが、事業用地が国有林になりますので、国有林の使用許可をいただく際に、事業が終了した暁には、設備を撤去して、植林をして林地に戻すという返地の義務が事業者には課せられてまいります。そのまま風力発電機が放置されるという状況は決して起こらないということです。私ども事業者としても義務として、しっかりと法令に基づいて果たしてまいります。また、本事業を実施する根拠となっております再エネ特措法に基づく事業計画認定と呼ばれるものがございます。そちらにおいても、撤去費用の積立てというのは太陽光の件に起因して、非常に厳しく見られております。

私どももこの事業を実施するに当たっては、この撤去費用を事前に織り込んだ上で事業計画を策定しております。今ノ山風力合同会社並びに各出資者ともに、しっかりと撤去義務を果たしていくべく対応していきます。土砂災害や豪雨災害が起きてくる一つの理由として昨今の気候変動の影響が非常に顕著になってきているのではないかと考えます。この問題に対する一つの取組として私どもが取り組んでいる再生可能エネルギー事業があります。将来的な災害の抑制、並びに日本国におけるエネルギー自給率向上という観点で、地域の皆様にご理解いただくことが大前提にありますけれども、私どもも環境保全に取り組んでいるという点についてはご理解いただきたいというのが総論になってございます。

【59 番】

こちらは崩壊土砂流出危険地区に該当しているという懸念と低周波音に対する代表的な意見として上げさせていただいております。本風力発電所の検討地につきましては、崩壊土砂流出危険地に指定されている場所ということと、低周波は人体にも影響があるのではないかとという意見となっております。まず、崩壊土砂流出危険地区ですが、こちらは県が制定されたものと国が制定したもの、二つ種類がございます。いずれも過去に山崩れ、地滑り等が発生した場所、現在もなおその状態のままになっていて、さらにそういった災害を引き起こす可能性がある場所という側面で指定されているものです。皆様ご存じのとおり、日本においては、かなり急峻な地形も多く、住宅の裏が実はこういった地区に指定されているところが多数ございます。私どももこの事業を検討していくに当たって、指定されていることは当然認識しているところですが、先ほどのお話にもあったとおり、適切な工事をしていくという中で、現地の地質調査等を行いながら把握をし、国の許認可審査の中でご指導いただいたことはしっかりと計画に反映した上で、事業を実施していくこと、これが最低限且つ最も重要なことだと思っております。

低周波音に関して少し長い記載になっておりますが、低周波音と呼ばれる1 Hz から 100Hz までの中で 20Hz から 100Hz までは耳に聞こえる音、20Hz 以下は超低周波音という聞こえない音と分類されております。このように低周

波音には分類がある中で分かりにくいものになりますが、環境省から「よく分かる低周波音」という資料が発行されております。その中で低周波音による影響は大きく二つに分類されております。一つは音が発生することによって、ガタついたり物的な影響が生じること、もう一つは不快感、圧迫感ということで心身に係る影響の二つに分類されております。本件でも環境影響評価の中で、当然予測評価が必要になっており、この両方の側面から評価をしておりますけれども、ガタつきが始まるレベルを下回っていること、そして圧迫感を感じるかどうかという基準につきましては、それが基準を同程度ないしは下回るレベルになっていることから、双方ともに影響は小さいと考えております。ただし、音になりますので、数字がどうというよりは感じる・感じないというところに個人差があるかと思えます。何か問題が生じた場合には、私どもしっかりと調査・原因究明を行った上で必要な対応をしていくと考えております。そういった方針を記載させていただいております。

【139 番】

こちらは水環境に対する懸念ということで、簡単に意見に触れますと、今ノ山を水源として生活されている中で、山の尾根で工事をする中で、水源に対する影響が起きるのではないかという懸念です。こちらに対する私どもの見解としましては、尾根部に設置ということで水源となるような帯水層が存在する可能性は低いと考えております。先ほどもお話ししたとおり、風力発電機を設置する各地点の地質調査を行う中で、仮に帯水層があった場合には、設置が難しいと判断いたします。そういった調査をしながら確認してまいります。

また、不圧帯水層については、改変に伴い影響が生じるのではないかということについて、現計画において改変面積の最小化に努めており、対象事業実施区域全体の面積から見ても限定的なものになりますので、水脈への影響まで出るものではないと考えております。水への影響や山の保水力といったところへの影響を限定的とする計画として、緑化ですとか、そういったところを適切に実施していきます。工事の段階でも水環境への影響低減を留意しながら進めていくという方向で取り進めていく所存です。

【134 番】

最後になりますが、生態系への懸念についてです。こちらは事業を実施することに伴って生態系に影響が出るのではないかという懸念と受け止めております。私どもの見解としましては、開発行為になりますので、生態系への影響が全く出ないと言えるものではないことは、大前提としてしっかり認識しております。一方で、その影響が著しいかどうかは、まさにこの技術審査会の中で、ご意見をいただきながら進めていくものと認識しております。事業者の責任として、しっかり現地調査を行って、その評価を行っております。その中で必要な環境保全措置を講じていくことは基本姿勢として考えております。著しい影響が出ないことを大前提として、工事の計画を進めていきたいと考

えております。具体的には、配慮書の段階では46基からスタートしておりますけれども、アセス手続きの段階ごとに事業計画を見直し、現段階では34基の計画として風車基数の削減に努めたところです。加えて、配置の見直し等を行い、植生等への影響を極力回避することに努めてきたことがこれまでの経緯となっております。

代表的な意見としては以上ですが、いずれにしましても私どもとしては、こういったご意見をしっかりと受け止め、今後も、地域の皆様との協議会等も通じてご意見をいただき、対話する場をしっかりと設けながら事業を推進していきたいと考えております。この準備書の意見と事業者見解については、以上となります。

続きまして、関係市村からいただいた意見と事業者の見解につきまして、資料5に基づいて、簡単にご説明します。

○関係市村からの意見について

【土佐清水市】

風力発電は、カーボンニュートラルの実現に向けた主力電源として積極的な運営方針が示された事業である。一方で、土佐清水市でも市議会議長あてにこの事業が本市にとってふさわしいものであるか審議してほしいという陳情書が、昨年3月7日の時点で提出されたという形になっております。ただし、その件については議会の中で非採択となった経緯がございます。一方で事業中止と住民投票の実施を求める要望書が約8,500件の署名とともに市長あてに提出がされており、事業に対する不安や懸念の声というのがベースにあることについての経緯が記載されています。それらを踏まえて、住民の方からまだ十分な理解が得られている状況とは言えないというご意見をいただきました。その上で、以下のとおり個別の記載がございます。この点につきましては、私どもの見解としまして、まさに行政が仰るとおりだと思っております。先ほどお話ししたとおり、環境影響評価の説明会を複数回実施するのに加えまして、近隣地区の皆様にも地区毎、自治会、行政区毎に説明会を実施する形で、この事業自体の説明、そして事業に対する懸念を直接お聞きする場を設けてまいりましたが、未だ不足しているということで、これについては、説明会、協議会の場でしっかりと継続して、説明していきたいと考えております。本事業で使用する風車が単基出力6,100kWの風車で、国内では最大規模の風力発電機だという中で、計画策定に当たってはしっかりと先行事例の知見を得て、検討を行った上で、環境影響の低減に努めるべしというようなご意見となっております。この6,100kWの風力発電機はアメリカの風車メーカーが製造するもので、記載のとおり、国内の陸上風力発電事業においては、最大規模となっております。本環境影響評価における6,100kWの風力発電機の諸元データについては、海外で運用されたプロトタイプデータを適用し、予測評価を実施しております。一方で、この風力発電機の大きさと同等の風

力発電機は全世界で稼働実績がございます。同タイプの機種 of 先行案件の知見等も、しっかりと踏まえながら、今後もしっかりと検討していきたいと考えております。

続きまして、住民に対する情報提供ということで、今後の合意形成を図るために、不安や懸念の声に対して誠実に対応を行うことと、また情報提供をしっかりと丁寧に行うことという、ご意見と受け止めております。こちらに対しては、先ほどお話しのとおり、協議会、これはあくまで一つの方法ですけれども、それ以外にも別の形で適切なタイミングで情報提供を行えるように、行政と相談しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、(3) 他の風力発電事業との関係ということで前提から補足させていただきます。私どもが事業を検討している場所の一部は、他事業者様が検討している風力発電事業の設置場所と重複している形となっております。私どもにつきましては、現計画の風車設置場所を前提とした形で、事業を実施するための事業計画認定と言われる許認可を取得して、検討を進めておりますが、他社様は一部重複した形で環境影響評価の方法書まで進められているという状況となっております。両方とも並立する形であれば、累積的影響評価等の対応が必要ではないか、というご懸念のご意見という形で記載がございます。先ず私どもの認識としましては、他事業者様とこれまでも何度か直接協議をさせていただいております。その中で、国有林の事業になりますので、土地が重複した形で両事業に対して土地を貸すということが、まず物理的にも出来ませんし、ルール上も難しいということは明確になっております。私どもが認定をとっている場所で、他社様が土地の使用に関する認定をとるということは出来ないと考えております。それゆえ、そもそも重複した形での二つの事業が同時に進んでいくことは、先ずないと考えております。仮に、他社様が事業計画を見直された上で、別の場所で国有林の使用許可の手続を進められる可能性は当然あると思っておりますが、その計画策定は現状なされているとは聞いておりませんし、仮に計画を見直されたとしても許可を取得して事業を実施するまでに相応の時間を要するため、両事業が現在の形で共存することは、現実的ではないと認識しております。累積的影響ですけれども、仮に事業計画を変更した新しい計画が示された場合については、累積的影響評価というのは検討すべきと考えますけれども、現時点でそういった情報がない中での累積的影響評価というのは、極めて難しいと考えていることから、私どもとしては、この事業単体での環境影響評価の手続きを実施しているところ です。

続きまして、事業計画の見直しということで、細かく個別事象を書いてございますが、それらを検討する中で、環境影響の回避又は十分に低減が出来ない場合には、事業計画を見直すことを検討してほしいという内容になっております。こちらについては、万が一、出来ない場合については、検討することも含めて、最大限低減、回避に努めていくということで記載をしております。

細かな個別事象につきましては、2 ページ目に記載ございます。騒音、低周波音について、この低周波音の予測評価において、季節による風向き、風速、

こういったことでも評価内容は変わってくるのではないかとということで、それらをしっかりと考慮した上で、予測評価を行い、住民の心身、生活環境に影響を及ぼすことがないようにすること、という意見をいただいております。指摘のとおり、季節による風向き、風速等によって、音の伝わり方というのは異なってきますので、準備書の段階においては、全部の風車が定格出力 13m 程度ですけれども、最大回転している状況で、どの風車も止まっていない、全ての風車が稼働しており、最大の音を出している状況の中で、風速も考慮しながら、予測評価をしております。つまりこの風力発電所から出る音が最大のと看で予測評価をしております。一方、先ほどのお話しもあつたとおり、人によって聞こえる・聞こえないというのは個人差ありますので、何か出た場合については、しっかりと事後調査をした上で、対応していくということと同時に、最新の知見を合わせながら、丁寧な説明を繰り返して実施していくことを心がけていると記載しております。

続きまして、水環境です。先ほどの個別の地域の皆様からご意見もありましたとおり、今ノ山で水を利用している方がいらっしゃるということで、それに対して、影響が出ないような調整をしっかりと行ってほしいとのご意見です。こちらにつきましては、まさに仰るとおりだと思いますので、関係諸法令に基づいた調査、利害関係者の調査を行った上で、水利用者に影響が出ないような個別の調整を実施していくという方針で記載しております。環境影響評価につきましては、その水を利用している取水地からしっかりと距離をとっていることと、そこに対する濁水の到達がないということから、適切な評価を行っております。こちらモニタリングは、事業後も継続して行うことになると思っています。こちらについては、しっかりと対応していきたいと思っております。

続きまして、動植物、生態系についてです。こちら事業実施区域の中には鳥獣保護区、並びに「今ノ山の森林」という特定植物群落が設定されております。また南側には、竜串湾がございまして、サンゴ群落をはじめとする豊かな海域があるということで、それらについては、以前の西南豪雨の段階で「竜串自然再生協議会」が組織されて、復興復旧が進められているという経緯が記載されています。これらの点も踏まえながら、専門家等の助言を踏まえて、適切な予測評価を行って環境影響の回避に努めることを、意見としていただいております。こちらにつきましては、特定植物群落の「今ノ山の森林」と鳥獣保護区の位置は全く同一となっておりますが、私ども、この「今ノ山の森林」の地域については、委員の先生方には一緒に現地を歩いていただきましたが、一から道路をつくるのではなく、林野庁が既に整備された既存の作業道をベースとして、極力その直接的な改変がないような形での計画としております。当然風力発電機は、(今ノ山の) 森林のエリアの中には設置しないという形にしております。ですので、直接的な新設道路の設置と比べると、伐採等も含めて土地の改変というのは、可能な限り限定的にしていると考えております。

また竜串湾について、土砂災害が起きた場合、河川を伝って濁水が入るのではないかとということころは、懸念としてあると思うんですけれども、この

点についても工事計画の段階から土砂災害が起こらないように、関係法令等に基づいて適切な工事をしていくことが重要だと思っております。林野庁並びに専門家のご意見を踏まえながら、しっかりとした工事計画を作って工事していくことで対応したいと思っております。

続きまして、災害・事故等ということで、先ほどお話にありました急傾斜地崩壊危険地区、土砂災害特別警戒地区の指定があるということで、大雨があった際には、土砂災害等の懸念があるとのことのご意見と受け止めております。こちらにつきましては、先ほどのお話にもありましており、適切な工事を実施していくという他にはないと考えております。豪雨災害で詳しく記載しておりますが、今回の排水設備検討の前提にする雨量は、林地開発の関係諸法令に基づいて、流域流量計算という、どれだけの水が流れるかという計算等を行った上で、計画を策定していきます。この流量計算に使われる1時間当たりの最大雨量、これは県が指定されているものになりますが、この西南豪雨災害等を含んだ過去の気象データを踏まえて、安全率も考慮しながら設定されているものになっております。当然、西南豪雨災害と同程度の雨には十分耐えうる基準となっており、一定の裕度も考慮した上での計画となります。また、国有林内の開発ということで、大きな面積を改変するとその分リスクが上がるという話があるかと思うんですが、一方で国有林の開発というのは、使用する面積が最小限になっているかという説明が必ず求められてまいります。本風力発電事業におきましても、例えば風車を設置するヤードの広さが最小になってますというような説明をしながら、計画を進めていくこととなります。先ほどお話ししました雨量の前提を過去の豪雨災害プラスアルファの裕度もしっかりと持った上での計算を、ルールに基づいてやっていくこと、そして改変面積を必要最小限にすることを組合せた上で、工事計画は策定していくということになっております。またメンテナンスも、先ほどのお話のとおり、常駐員により、適切なメンテナンスを定期的にやっていくということで、対応していきたいと思っております。

一方で、豪雨災害がもし仮に起きた場合については、風力発電所が存在する・しないにかかわらず、崩れる場所が出てくる可能性があるものと認識しております。こういった豪雨災害が起きた場合については、私どもしっかりと調査等を行いながら、必要な復旧を行うとか、あとは直接的に道路が一部封鎖された場合には、我々としても復旧が必要になりますので復旧作業を行うとか、そういったことで対応していきたいと考えております。豪雨に耐えうるような工事を適切にルールに基づいてやっていくことと、万が一、豪雨災害が起きた場合には、迅速な対応をしていくことをもって、私どもとしては対応していきたいと思っております。

続きまして、景観についてです。竜串湾が海中公園として設定されているということで、私もよく足を運びますけれども、あの辺りは観光客の方も多数いらっしゃるということで、そこからの眺望は最大限配慮してほしいと意見をいただいております。

この意見に関しましては、日本ジオパークに認定されており眺望景観への

影響が懸念されるというところで、あらゆる視点からフォトモンタージュでの視覚的な眺望景観の調査を行うようにとのご意見をいただいております。準備書の環境影響評価で選定している眺望景観としましては、垂直視野角は1度以上となる可能性のある範囲において、自治体及び観光協会等のパンフレット、あるいはホームページで紹介されているような、代表的な観光ポイントであったり、眺望が良いと思われる地形を先ず中心に選定しております。その中で類似したポイントがたくさん出てくる場合がございますが、同じ地点ではあるんですけども視認性対象事業実施区域との位置関係のバランスを加味して眺望景観の地点を設定しております。その中でも環境審査会等で地点を追加した方がいいというご意見も頂きました場合は、追加して、準備書の中でフォトモンタージュを作成し、眺望景観への予測評価を行っております。必要に応じて地点を追加して予測評価を実施するとともに景観への影響低減に向けて検討していく所存です。また事業実施計画区域の樹木伐採による景観への影響につきましては、事業実施計画区域内での伐採による改変は必要最小限とし、今ノ山の自然豊かな景観の維持・保全に最大限配慮してまいります。

土佐清水市からのご意見最後となりますが、「その他」ということで本風力発電施設の適切なメンテナンスを実施することに加えまして、「稼働後に悪影響が及んでいないのかということもモニタリング調査を実施すること」というご意見、そして環境影響評価の段階で想定していないような環境への影響が生じた場合については、最新の知見、専門家のご意見をいただきながら、最善な対応をしてほしいという意見をいただいております。こちらについては土佐清水市の仰るとおりだと思っております。適切なメンテナンス、事後調査、環境監視、こういったものを実施していきたいと考えております。また、仮に環境影響評価の段階で想定し得なかった環境への影響が生じた場合については、専門家の皆様のご意見を踏まえ、説明と対策を講じていきたいと考えております。ここまで土佐清水市からの意見となります。

【三原村】

総括事項としまして、今ノ山は水源地であり、水源かん養の機能を持った保安林、多種多様な生態系が存在する環境であることから、適切な環境保全措置によって、環境影響を極力回避、低減することと、事業実施に当たっては、関係法令をしっかりと遵守して住民の皆様には十分な説明をしていくということをご意見としていただいております。まさに、私どもが実施しなければならないことだと考えております。しっかりと関係法令に基づきながら、かつ、地域の皆様にも適切な丁寧な説明を心がけて、ご理解をいただけるように努めていきたいと思っております。個別事象として、三ついただいております。大気環境ということで、この環境影響評価においては、この騒音の音の予測値というのは指針値を下回っているけれども、静かな地域であることで、適切な事後調査を実施しながら影響がないかモニタリングしてほしいということ等いただいております。

また、工事関係車両の主要な走行ルートとして、三原村の中を歩いていく部分も一応ありますので、そういったところについては、必要に応じて、環境保全措置を検討してほしいというご意見をいただいております。

こちらについては、仰るとおりだと思っています。環境の監視、工事中の監視を行っていくということと、仮に影響が生じ確認された場合については、追加的な環境保全措置を含めて、速やかな対応していくことを記載しております。

続きまして、二つ目として水環境ということで、水源地になっておりますので、著しい影響が出る可能性があること、また崩壊土砂流出危険地があることで、しっかりと安全な、想定に基づく予測評価を行った上で、環境保全措置として、影響の回避・低減に努めることをご意見としていただいております。私どもの見解は、生活用水の取水地からはかなりの距離がある場所での風力発電機の設置になりますので、今回の予測評価結果においても影響がないという結果になっております。一定の距離があることから、その結果については信ぴょう性があるものと考えておりますが、ご意見を踏まえて、影響が出ないような対策もこれからさらに検討していきたいと考えております。

また雨量の想定につきましては、先ほどお話しさせていただいたとおりで、西南豪雨を含む基礎データを踏まえて設定された想定降雨量を用いた設計、工事計画、事業計画という形にしていますので、このご心配の西南豪雨災害以上の降雨に耐えうるものとして、計画を進めております。これについてもしっかりと関係法令に基づいて、審議を受けた上で進めていきたいと考えております。

最後に、切土、盛土その他の土地造成に関する事項ということで、本事業の実施に伴い発生する計画土量が100万 m^3 を超える大規模なものとなっており、土地の改変、土砂の流出等による環境への影響が懸念されるということで、「方法等を検討して、発生土量を抑制することを検討してほしい」ということ。また、場外に搬出する残土については、処理方法、場所を明確にして適切に処理すること。それに対して、「環境への影響が懸念される場合については、予測評価を行って保全措置を講ずること」というご意見をいただいております。こちらについては、掘削ボリュームを減らすことができるのであればそれにこしたことはないということで、こちらも許認可の手続において、関係機関である林野庁ともしっかりと協議をしながら、発生する残土量の削減に努めていきたいと考えております。また、場外に搬出する残土については、処理方法や場所については評価書段階において、しっかりと明示しつつ、皆様にご説明できるように進めていきたいと考えておりますので、こちらは、また、引き続き行政と連携していきたいと考えております。ここまで三原村からのご意見に対する見解でございました。

○高知県（各課）からの意見について

【歴史文化財課】

まず一つ目は国の天然記念物カラスバトなどが対象事業区域内で確認されており、飛翔高度からブレード等との接近・接触の可能性があります。810ページの影響評価においては偶発的な飛来と推測されていれば、継続観察し、飛来の有無を確認することで与える影響がないか判断する必要がある、というご意見に関して、カラスバトにつきましては、専門家の意見等から沖ノ島や蒲葵島で生息が確認されており、これらが採餌等を目的に四国本島に渡ってきた偶発的な飛来と推測しております。その背景としましては、四季調査において確認数が少なかったこと、主要な餌資源のうちイヌビワについては、一部が山地に自生するものの、低木の広葉樹でありヒノキ種が優先する対象事業実施区域にはほとんど存在しないものと考えられることから、飛来の可能性は低く、事業実施による影響は小さい物と考えております。

県の天然記念物ヤイロチョウが対象事業実施区域外で確認されておりまして、ヤイロチョウに関しましても、生態系への影響を最小限に抑える必要があるというご意見です。見解としましては、ヤイロチョウが全国的にも希少な鳥類種であることは認識しております。ご指摘のとおり移動経路等が事業実施区域と重複している可能性はございます。しかし、本事業における改変区域とその面積は小さくしており、生息環境として好まれる沢周辺や急傾斜地の改変もほとんどないことから、改変による移動経路となる樹林の分断は最小限に留められているものと考えております。また、ヤイロチョウはご指摘のとおり樹林内を主に移動することから、その飛翔は風力発電機ブレード回転域に到達しないこと、また風力発電機の設置間隔から飛翔空間は確保されていることから、衝突の可能性は低く、風力発電機の設置及び稼働による影響は小さいものと予測しております。以上のことから、個別の生態調査ではなく、バードストライク調査の充実により、風力発電機の設置及び稼働に伴う直接的な影響に対しての調査を継続的に実施してまいりたいと考えております。

景観に対する環境保全措置では「付帯する送電線については、可能な限り埋設」と記載あるが、近隣の市町においては文化財保護法において選定を受ける「重要文化的景観の選定区域」があるというご指摘をいただいております。こちらについては、近隣の四万十市において、四万十川景観計画及び重要文化的景観の選定がなされているエリアがございますので、そちらに該当する送電計画につきましては、現在、四万十市の担当課との協議を実施しております。

【工業振興課】

準備書及び要約書に対する意見はないと記載のうえで、採石法と鉱業法に基づくご指摘をいただいております。採石法につきましては、特に問題はないということですが、ほかの場所を使用する場合については、適用を受けるのでご留意くださいというご意見です。そして、鉱業法につきましては、四国経済産業局に確認したところ、鉱業権が設定されているエリアはないと確認

がとれております。もし仮に、事業実施区域の変更が生じた場合については、再度確認をお願いしますとご意見いただいております。

【森づくり推進課】

地域森林計画対象森林を伐採する場合は、計画に適合した方法で行うことですか、届出書、報告書がルールに基づいて、必要になってくるという指摘をいただいております。こちらにつきましては実際に伐採を行う場合については、事前に担当課様との協議を行った上で、定められたルールに基づいた手続を行っていくということで認識しておりますので、計画が策定し、実施段階になりましたら、事前の段階で協議を行った上で進めていきたいと考えております。

【木材増産推進課】

伐採する森林で造林事業など補助金が入った事業が行われていた場合については、5年から10年以内に、用途以外の目的での使用は禁止されているとのことです。やむを得ず転用される場合については、補助金返還が必要であると指摘をいただいております。この点につきましては、その対象の部分を含めて、担当課にご相談していきますが、現時点では、環境影響評価の手続中ということで、事業実施区域の変更等、事業計画の調整を行っている段階ですので、計画が確定した段階において、ご相談したいと考えております。

【治山林道課】

保安林に関する制度のご指摘をいただいております。保安林の指定解除の方法と、一方で指定解除ではなく形質変更等の作業許可という手続においても作業可能、というご指摘をいただいております。また、林地開発許可のルール等のご指摘をいただいております。こちらについても、既に治山林道課と協議を行っております。引き続き、ご指導いただきながら進めていきたいと思っております。一部、準備書の中で、記載に誤りがあったというご指摘もいただいております。評価書の段階で修正させていただきます。

【漁業管理課】

高知県の漁業調整規則に基づいて、水産動植物に有害な物を廃棄し、またを漏せつしてはならないという規定の中で、開発に係る排水について管理を行ってくださいというご意見をいただいております。こちらについても関係諸法令に基づきまして、適切な管理を行っていきます。

【用地対策課】

土地の取引売買契約をした場合には、事後に届出が必要というルールですとか、高知県土地基本条例において、10ha以上の開発をする場合については、個別の許認可手続に先立って、高知県土地基本条例の手続が必要という指摘をいただいております。こちらにつきましても、一部協議を始めております

が、指摘の点については、引き続き担当課と相談の上で手続を進めていきます。

【道路課】

道路の損傷等が発生した場合については、しっかりと修復すること、予防をしてほしいといったご意見です。対象としている車両のそれぞれの道路で、何トン車まで通行していいとか、どれ位の高さまで通行していいという制限値が設けられていると思いますが、それらを超える車両の通行がある場合は、しっかりと許可を得てほしいという指摘をいただいております。こちらについても工事を実施する前の段階においてはしっかりと協議を実施した上で、対策、修復、そして、許認可手続に関することを進めていきたいと考えております。

【都市計画課】

風力発電機に関連する建築物については、開発許可不要とご意見をいただいておりますが、仮にそれ以外に必要なものがあつた場合については、確認をお願いしますというご意見をいただいております。設置する場合については、相談のうえ、許可を受けて実施したいと思っておりますが、現状ではそういったものはございません。

【港湾海岸課】

風力発電機の水切港として足摺港がございます。こちらを利用する際には、県の土木事務所との調整をお願いします、というご意見です。使用のタイミング、時期等、確定した段階で、ご相談をした上で調整、実施したいと考えております。

【自然共生課】

緑化計画における種子吹きつけに使用する種子については、外来種が含まれている場合があり、その場合は生態系に影響を及ぼす可能性があることから、専門家の意見を聞いた上で配慮を行ってほしいとのご意見をいただいております。また十分な生育ということで、必要に応じて改善措置ができるようにすること、というご意見をいただいております。いただいた意見を踏まえながら、協議の上、使用する種の検討、そして生育状況の確認を行っていきたく思っております。

高知県希少野生動植物保護条例に基づく、ニホンアカガエル、マルバテイショウソウ、カモガミソウ、ハシナガヤマザキソウについては、追記を検討してほしいとご意見をいただいております。しっかりと確認した上で評価書に追記することを検討したいと思っております。

以上が、関係市町、皆さまからいただきましたご意見に対する事業者の見解となります。

【準備書の見直しについて】

準備書 20 ページと 21 ページに記載の木材集積場に関して、一部計画を見直しております。本件につきましては、木材集積場ということで、森林施業の際に伐採した木材を一部仮置きする場所として設けることで、森林施業の効率的な実施ということで計画していたものです。こちらについては、今後も林野庁と引き続き協議をしていきますので、今後も計画の見直しの可能性はございますが、現段階で一部の木材集積場を廃止することとしております。その理由として、前回の高知県の環境影響評価技術審査会で先生方からいただいたご意見、そして地元の地域の皆様からも、昨今の熱海の件もあり、盛土部分に対するご心配の声をいただいていることは、考慮すべきと考えたわけでございます。もう一点は、来年 5 月に盛土規制法が改正・施行されるため、今後、林野庁との協議の中でより慎重な審議がなされていくことから、現段階で事業者として見直すべきところは見直すべきということで検討したものです。具体的には、この図の中において、グレーハイライトした箇所、木材集積場 2 番、3 番、5 番の 3 か所は廃止としております。まず木材集積場 5 番は最も盛土のボリュームが多かった場所で、まずこちらを廃止し、一方で木材集積場ということで、森林施業で効率的に使用できる場所との観点では幹線道路（オレンジ）に据え付いているところが重要になると思えますけれども、この 2 番、3 番、5 番については、幹線道路に直接的には付いておらず、既存の作業道（青）をベースに使用するというので、ほかの箇所と比べると効率的な使用には劣ることを考慮し、この幹線道路に据え付かない 2 番、3 番、5 番については、一旦廃止をするということで計画を見直ししております。これに伴いまして、場内でこの木材集積場の造成で有効活用することとしていた土量については、約 29 万 m³ 減ることとなります。こちらについては、場外での適切な処理ということで、引き続き、皆様と協議を行っていくことを考えております。

(3) 事務局からの補足説明

事務局

A 4 カラー刷りの「資料 5 補足説明」を手元に用意ください。先ほど事業者見解を説明いただいた中で、崩壊土砂流出危険地区が含まれているとの文言が一般意見や関係市村から寄せられた意見に見られます。この崩壊土砂流出危険地区について説明します。

崩壊土砂流出危険地区は山地災害危険地区に含まれています。林野庁が定める調査要領に基づき、公共施設から近いところ、地形が非常に乱れているところ、傾斜が急なところ、そういったところを点数化して、一定点数を上回るものに対して、災害の危険をはらんでいるものとして地区を指定するものです。国有林を指定するものと私有林を指定するものの二つに分かれ、資料の上段が四国森林管理局が指定したもの、下段が県治山林道課が指定したものです。それぞれに今ノ山風力発電事業の事業実施区域を表示しており、どういう関係にあるか分かります。国有林は緑色で網かけされており、

	<p>その中で黄色い線で囲まれているところが崩壊土砂流出危険地区に該当します。民有林については、青紫色で塗られている部分が崩壊土砂流出危険地区に該当します。</p> <p>これらは法令に基づいて、改変前に許認可が必要となる性質のものではありません。そのため準備書手続の図書に反映されていなかったと思いますが、今回、(住民の方や関係市村から) 意見で寄せられていましたので、事務局で補足説明をさせていただきました。</p>
--	--

(4) 質疑・応答

<p>委員</p>	<p>先ほど説明のあった「資料5 補足説明」に関して、特に崩壊のリスクが高いエリアはこの事業区域の西半分のほぼ全域に渡っています。私も事前にこういう状況になっていることを把握していなかったけれども、この事業の工事はこういうリスクの高い地形であることを前提にしているのでしょうか。この点に関してリスクを回避するのにどのような手段をとっているのか説明をお願いします。</p>
<p>事業者</p>	<p>崩壊土砂流出危険地は急傾斜であること、そもそも地質的に脆いことなど様々な理由が背景にあるかと思います。私どもとしては、まず急傾斜地、具体的には保安林であれば、何度以上の傾斜地は保安林解除ができないとか、そういったルールが示されております。少なくともそのルールにはしっかりと基づいて、土地を使用します。並びに、一つ一つの風力発電機を建てる場所については、ボーリング調査をして、必要なN値(標準貫入試験値)以上で判断し、支持基盤までまで進掘します。その過程において、どういった地質になっているか、地質に応じてどういった工事をしていくか、適切な工法を検討していきます。ここは現在、地質調査中のため、具体的な解はこれから検討していくこととなります。少なくとも地点毎の調査をしっかりと、その見解を林野庁とも双方の認識としてすり合わせながら、工事計画を策定していきます。崩壊土砂流出危険地に指定されている区域ではありますが、それらの点は土地を所有している林野庁も当然把握していることとなります。何が適切な工事としてふさわしいのか、この辺りを協議しながら、工事計画を策定することを先ずしっかりとやっていくことと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>風車を設置する場所につきましては、ボーリング工事等を行って、地盤の確実性を確認するのご説明ありましたが、実は懸念してるのはそこ(風車の設置場所)ではなく、工事用に造成する道路の部分です。現状をそのまま使わないで、一部盛土や木を切って造成することとしていますから、その部分は必ずしも尾根筋のように比較的平坦性の高いところではない場所に付いてる部分もあると思います。その点に関して、いかがですか。</p>

事業者	<p>この(対象事業実施区域)西側と南側に崩壊土砂流出危険地区が多く配置されていますけれども、西側、南側ともに既存の作業道をベースに、一部拡幅し、補強しながら使用していく計画とし、すべてゼロから改変するわけではありません。その上で、風車基礎のような構造物はないので、ボーリング調査のような地質調査は実施しないですが、いかに安全な勾配をとるか、山側と崖側で適切な擁壁を据える等、そういったところが重要になると認識しています。それが十分かどうかについて、例えば「勾配が何分必要」、「擁壁はどういう構造物が必要」等、こういったことは事業者だけで判断するのではなく、しっかりと有識者のご意見を仰ぎながら工事計画を進めていきたいと考えているところです。</p>
委員	<p>実際の使用状況を判断した上で、特に急傾斜地であっても安全に利用できるよう対策をとるとの説明だったのですが、その時に懸念されることは、そういう改変をすることによって大雨が降った場合の水の流れ方、濁り方というのが、かなり大きく影響を受けると思います。ところが、実際には水質に関する影響評価は行われていないわけです。もちろん工事計画が定まらない限り出来ないということはあると思いますけれども、水質に対する影響、特に濁水に関する影響が非常に懸念されるということがあります。工事計画が決まった時点で、そういう濁水の流下の予測をもう一度正確にやり直す必要があると思います。</p>
事業者	<p>いただいたご意見を踏まえ、検討させていただきます。</p>
委員	<p>今のところに関連することですが、三原村の意見内容(資料5 4ページ「切土、盛土その他の土地の造成に関する事項」)の関連ですが、私に言わせれば、「木材集積場」は工事によって発生する土の集積場です。計画を見直して、縮小するということですが、29万m³とは、場内に残るのが29万m³ですか。それ以外は外に出すということですか。</p>
事業者	<p>説明が不足しておりました。29万m³は取りやめた木材集積場に使用する盛土量でした。つまり、29万m³は場内盛土として減る分で、その分は場外での処理となります。</p>
委員	<p>減る方が少ないということですね。</p>
事業者	<p>もともとは49万m³が場内の木材集積場への盛土量です。</p>
委員	<p>この(三原村からの意見に記載のある)100万m³というのは、正確には49万m³となるのか。</p>

事業者	100万m ³ は全体で発生する盛土と切土の差です。
委員	小規模の道路のそれぞれの場所で使う量が50万m ³ ぐらいあるということですか。
事業者	そうです。
委員	これ（木材集積場の造成）をゼロにするというお考えはないのでしょうか。こんな土砂の危険地域に、気候変動によってますます雨の降り方が強くなることが予想され、想定外と言いますが、予想外の強い雨が降ることを住民の方々は懸念しています。こういう大量の土砂を尾根の近くに集積することは、住民の方々をどう説得するんですか。私だったら全く出来ない。これはやめたほうがいいと思います。そういう検討はされているのでしょうか。
事業者	委員のご指摘は、この木材集積場自体を全てやめるという検討しているかということでしょうか。まさにその点も含めて、検討しております。私どもとしては、当然、地域の皆さまからご理解を得ることが大前提になりますが、一方で、整備する道路を風力発電所での活用に加えて、森林施業の伐採等に使う道路として林野庁にも活用いただく前提で検討しており、この木材集積という場所があることで効率的な森林施業につながるのではないかとご相談を持ちかけていました。今後の協議の結果、「そこまでの広さは要らない」ですとか、「そもそも地域の皆さまにご理解を得られないなら、林野庁としては不要」ですとか、そういった結論が出てくる可能性があります。その場合については、木材集積場もゼロになるという結論はあり得ると思っております。そこは私ども念頭において検討しているところです。
委員	危険性を侵して整備するということと、木材集積場をつくるということのメリットを考えると、明らかにこれはリスクのほうが大きい。住民の方にとっては極端にすごいアンバランスだと思う。この辺をよく考えていただいたほうがいいと思う。
事業者	私どもも安全を度外視して整備するということは当然考えておりません。少なくとも、計画地に災害が起きやすいものを無理やりつくるといった考えで計画しているものではございません。しっかり安定するものをつくれると思っておりますけれども、仰っていただいたポイントは地域の皆さまにとって、重要なポイントだと思います。こちらはしっかり考慮しながら検討したいと思っております。
委員	これは前回の4時間にわたった技術審査会でも出た問題で、根本的な解決にはなっていない。どこまで低減させることができるのか。あるいは住民の理解を得られるような説明がなされるのか期待しているところですが、

	<p>山の急峻な尾根筋にこういうものを作っていくこと自体が…。いわゆる土石流は、重力によって土砂が落ちるわけで、重力のポテンシャルが大きいところに、こういうものをつくっていくこと自体、本来はやらないことです。できるだけ広く、ポテンシャルの低いところに置くのが基本です。山の上で土砂が出たから、そこの近くに捨てるんだというのは、自然の摂理に反している。これは基本です。土石流というか、重力流と言いますが、その発生源にそういうものを置いていく行為自体が極めてリスクの大きいことであることは、地質学的には当然と、私は思っています。</p>
委員	<p>盛土、切土については、前のお三方が仰っていたとおりでと思います。今のところ 29 万 m³ 削減する計画に見直しているということですが、出た残土は適正な処理が必要です。残土を置く場所の目処というのはまだ立っていないですか。</p>
事業者	<p>完全に確定した状態ではないですけれども、三原村と具体的な場所と方法について、協議をしているところです。仮にそこで収まらない場合については、周辺市町村の既存の土捨て場も検討していきます。その結果については、しっかりと地域の皆さまには説明する必要があると思っています。こちらは準備出来次第、説明したいと考えているところです。</p>
委員	<p>捨てる場所によっては、希少な動物がいる谷筋であったりとか、里山の環境が残っている場所とか、いろいろあります。そういうところを避けて捨ててほしい。もし調査が必要な場合は、事前調査もして、本当にここに捨てていいのかということ判断して、進めていただきたいと思います。</p> <p>それから話が全然違うんですけど、今回いろいろ反対意見がたくさん出ています。反対意見を出している方は、若い方、移住してきた方などが多いように聞きました。これからも自然を売りにしていく西南地域ですけれども、若い方とか、移住してくる方に事業をきちんと説明できるかどうか。そういうことを考えて、進めていってほしいと思います。がっかりしている移住者の方もいらっしゃるみたいなので、その辺考えていただきたいと思います。</p>
事業者	<p>移住者の方ですとか、ご懸念をお持ちの方とは、これまでも、私も直接お話しさせていただく機会もありましたが、私どもがお伝えした情報が正しく伝わっていないそもそもご懸念がまだ十分に払拭できていない点など様々あることは認識しております。今後、事業を実施する前の段階で、しっかりとした説明、そして協議会などいろんな方法を通じて、極力ご理解いただけるように頑張っていきたいと思っています。</p>
委員	<p>別の視点からもう一つお願いというか、検討していただきたい。建設が始まって取付け道路等の全体の工事計画は、足かけ 3 年に渡るといことです。高知県内の過去 30 年間の雨量を見ますと、4 月から 9 月までの 6 か月間が多</p>

	<p>雨期でございます。年間降雨量の約4分の3がその季節に当たるわけです。したがって、例えば工事計画の中で、多雨期をできるだけ短くするという配慮というか、計画というのは出来ないものでしょうか。</p>
事業者	<p>工事計画の策定については、実際に確定した残土のボリュームなどにかなり左右されてきます。直接的に分かりやすく対応するということでは、多雨期は極力土をいじることを少なくする、こういったことが重要と認識していますので、どこまでできるかというのは、今即答は難しいんですけども、その観点を取り入れながら、工事期間、工事計画を検討していきたいと思っています。</p>
委員	<p>この計画の期間というのは、いろんなリスクを含めて少し長めにとっておられるのでしょうか。これまでの実績に基づく平均的な期間であるのか、少し多めにとっているのか。どういう戦略で設定されているのでしょうか。</p>
事業者	<p>工事期間ということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そのとおり。工事期間を縮められるかどうかに関わるので、基本的な考えを伺いたい。</p>
事業者	<p>工事期間の策定にあたっては、他所の同規模の風力発電建設工事の期間も考慮しているのですが、本事業については、その点も含め、かつ、実際に工事をする場合にどれぐらいの期間がかかるかというのは、ゼネコンと検討し、お示ししたものになります。ですが、かなり余裕があると言われると、必ずしもそうではなく、一般的な考えで設定しているものになります。どこまで短くできるかということは、これから具体的に細かく検討しないと何とも言えないというのが正直なところです。</p>
委員	<p>4月から9月はできるだけ避けるようにやっていただければ。</p>
事業者	<p>4月から9月に実施しないというのは理想的である一方で、冬場に集中して工事を行うことも厳しいという現実がありますので、バランスをみて検討していきたいと思っております。</p>
委員	<p>今の期間設定というのはあくまで雨の降り方だけです。そのあとのリカバー、要するに裸地になったところ、むきだしの斜面あるいは路面になったところをいかに早く緑化、或いは、直接雨が当たらないように樹木でカバーしていくかといった工事の改善もあると思います。それらをうまく組合せて、流出土砂をできるだけ少なくすることが、大規模崩壊のリスクを減らすことにも直接つながってくるので、ご検討いただきたいと思います。</p>

<p>委員</p>	<p>水質に関して質問です。濁水の到達予測では、河川には届かないで土壌浸透によって最終的に濁水は発生しないとなっていますが、土壌浸透の速度がこの事業期間中に変わらないという前提で予測されてますよね。この前提に関して、本当に心配ないのかどうか。短期間であれば問題ないと思いますけれども、実際運用を始めてから、大雨による濁水が発生して、沈砂池で沈殿させた後、その上澄みを流すという方法で土壌浸透させるということで考えれば、事業期間の20年間ぐらいずっと土壌浸透の速度や効率が変わらないのであれば、この予測結果で問題ないと思います。この前提が成り立つのかどうかに関して、コメントをお願いします。</p>
<p>事業者</p>	<p>準備書で行っている予測は工事中の予測で、工事後の20年間となりますと、基本的には裸地でむき出しにしているわけではありません。切土、盛土、ヤード部分、そういったところにつきましては緑化をする計画となっていますので、少々の雨が降ったぐらいでは流れ出ないと考えています。また工事中、工事後も現地の駐在員が週に何回か、必ず現地を確認します。降雨中、大雨の途中は見れないと思うんですが、この大雨があった後に壊れていると大変ですので、そういった補修作業とかは、土のう等を重ねたりとか、できる限りの対応は現地ですていく予定です。</p>
<p>委員</p>	<p>当然そういうことはされると思います。一方で補強等のためにコンクリートを打設するとか、そういう形でほとんど浸透しないエリアが実際にどれぐらいになるのか。やはり気になるところです。</p> <p>もう一点。公聴会での発言の中にもあったと思いますが、予測が外れて濁水が到達した場合、一体どういう対応をするのか。具体的な状況がなければ、どういう対応とは言えないかもしれませんが、特に地元の方に説明するときにはその部分はいくつか想定をして説明をされないかと、納得していただけないと思います。ここで回答していただかなくても構いませんけれども、ぜひ検討をお願いしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>土佐清水市のご意見の中で、計画中止を求める要望書に8,500件の署名があったということですが、土佐清水市はどれぐらいの人口で、(この署名数は)何割ぐらいに該当するかわかりますか。</p>
<p>事業者</p>	<p>土佐清水市の人口は、1万2千人～1万3千人程度でございます。一方でこの約8,500件の署名のうち、土佐清水市の住民の方が何%かについては、現状私どもには共有されておりません内訳が分からないので、住民の方が何%かというところの回答は難しいですが、全てが市内在住者の方でないことは伺っておりまして、県内の土佐清水市以外の方々あるいは県外の方も含まれていると伺っています。</p>

<p>委員</p>	<p>1万2千人の中には、乳幼児のように署名に行けない人たちも含まれているので、いずれにしても、かなりの人数、かなりの割合と受け止めたほうが自然だと思います。あと住民意見でも「この風力発電は私たちの生活に必要なない」、「みんなで節電すればいい。ぜひ中止してほしい」と書いてあって、これに対して、「今後、丁寧な説明をしていく」というふうに書いてあるんですけども、先ほどもいろいろ話が出ていまして、住民の方の心配が非常に大きいことに対して、どうやって安心させるような説明をするのか。「必要なない」と言う方には、何かしらメリットがあるという説明をしないと、納得いただけないと思います。具体的に説明しようとしてる内容があれば、ぜひこの技術審査会で紹介していただきたい。</p>
<p>事業者</p>	<p>これまでの説明会では、風力発電事業を行うことによるメリットを私どもが一方的に考えたものをご提示するのではなく、今後地域の皆さんと協議をした上で、地域の方に求められるメリットとして我々に何ができるかということと一緒に検討していきたいという説明をしています。一方で、メリット云々ではなくて、「そもそも風力発電事業そのものが要らないんじゃないか」という意見が一定数あったということで、今回この意見書にも出てきたと理解しています。</p> <p>今後どういう形で説明していくかということですが、これまでは、どちらかということ、我々が一方向といいますか、私どもから事業の説明をして、ご懸念に対する質問をいただいて回答する、という方法でやってきたところですが、今後はインタラクティブなやりとりをしていかないと、お互いの懸念ですとか、溝というのが埋まっていけないというところは感じております。その観点でまさに検討中の地域協議会の設立というのは、そういったことに対する一つの直接的な対策として両議会並びに担当課と相談をしているところです。話す内容、どんなメリットを提案できるかというところは、まさにこれからかかってくると思います。私どもから「こんなこと出来ます」、「あんなことやります」というよりも、地域の皆さんはこういうことをしてほしいんだということ。例えば、これまでいただいたご意見では、具体的ですけれども、「地域のトンネルがすごい暗い。そのトンネルを明るくしてほしい。それをやってくれるんだったらすごくありがたい。」という方もいらっしゃる。「風力発電設備なので公園にできないのか。そういったことをやってくれば、有効的に使えるんじゃないか。」といったご意見の方もいらっしゃる。そのご意見が必ずしも皆さんにとって、納得するものになるかどうかというのは調整が必要なので、まさに地域協議会でやりたい。地域協議会はどういう方が出られるのかということ、地域の近傍地区の区長さんや代表者に参加いただくことと、行政の担当課も事務局という形で入っていただくことを検討しております。事業者だけが進めていくのではなくて、地域を代表する方々に入ってもらってコミュニケーションをとっていく。そんな場にした会議で、双方の空いている部分を埋めていくことが出来ないかというのが今考えている方策です。</p>

	<p>補足ですけれども、8,500人という非常に大きな数の署名をいただいております。ただ私どもといたしましては、今説明したように、そういう懸念を持っている方々の意見を聞くべく、説明会の周知におきましては新聞の折り込みチラシを全紙に入れました。そして皆さん方にお集まりいただいて、意見をいただけるような形で、何回か地区説明会を行うような形をとりました。結果的には、人数的にはあまり多くの方に地区説明会に来ていただけなかったことは非常に残念なことだと思っております。本当に反対意見を持っておられる方のご意見を、我々もしっかり聞きながら、ご懸念を払拭したいと考えております。先ほど「意見の概要と事業者の見解」で申しましたように、皆さん方が心配されてる大きな点というのは、ほとんど集約されてきております。それについては、これまで説明しているように、同じようなことを何回か、当初からずっと繰り返し説明はさせていただいておりますけれども、そのご懸念が残念ながらまだ払拭されていないというのが現状だと思っております。こういったことにつきましては、事業者としての努力が足りない部分があると我々も感じている次第です。先ほど言いましたように引き続き、一番近隣の自治会の方々の協議会等を通じて、皆様方にしっかりこういった点を伝えていくことができるようにしたいと考えております。</p>
委員	<p>伝えていきたい、理解をしてもらいたいという方向で引き続き進めていくことは、よく分かりました。計画の見直しというか、例えば「資料5補足説明」を見たときに大丈夫かと思いました。住民の方は肌でその危険性を感じていると思います。そこの不安を払拭する説明、対策の内容を教えてくださいと思います。</p>
事業者	<p>対策の内容を確定させていく段階においては、具体的な内容をもって説明をしていくことが必要だと思います。現時点では、林野庁との協議が半ばですので、これから具体的な内容というのは決まっていくと思います。その際には、しっかりと説明できるように努めていきたいと思っております。</p>
委員	<p>住民の方への説明について、地域協議会等で意思疎通を図りながら、丁寧に説明していくということですが、その地域協議会のメンバー構成は行政の方であるとか、地区の区長さんなどが多いのでしょうか。行政側はやってもらって構いませんという姿勢ですよね。区長さんはどうなのか分からないのですが、一番懸念を持っている、若い人、子育てしている人、観光業、そういう方たちを地域協議会に入れる予定はありますか。</p>
事業者	<p>地域協議会については、土佐清水市と三原村で進捗がそれぞれ異なっているというのが実態ですけれども、地域協議会に区長さんが参加される際には、各地区の地区会で、協議会の存在等をしっかりと周知していただくことは最低限努めたいと思っております。懸念等をお持ちの方が、協議会に入られるかというところは、各地区の決定にもなってくるので、事業者での判断が難しいと</p>

	<p>ころです。少なくとも、そういった協議の場の存在があることは、皆さんの耳に届くようにはしなければいけないと事業者としては考えております。</p>
委員	<p>そういう存在を知って、来たいという人がいたら拒まないという形で進めていけますか。</p>
事業者	<p>協議会の在り方については、今後話していくことだと思いますけれども、懸念点について若い方たち、或いは子どもを持ったお母さん、そういった方たちからのご意見を我々がしっかり聞けるような、そういった協議会になるかどうかということとは別に、そういった姿勢、或いはそういう窓口をしっかりと設けて、ご意見を伺いたいと思っております。その方が持っておられるご懸念をしっかりと払拭できるような説明をしたいと思っております。ただ、我々が何度説明しても、ご理解いただけない場合も多々あったりするものです。そういった方たちについては、「同じことしか言わない」というふうに言われてしまって、実際は困る部分もあるんです。ただ、そういった方たちに対しても、意見を聞く姿勢、或いは窓口はしっかりと設けるような形をとりたいという思います。</p>
委員	<p>よろしくお願いします。今の時点では、漠然としたことしかお答え出来ないこともありますよね。これから計画が進んでいった場合、具体的な防災の対策や、濁水防止の対策等が出てくると思うので、懸念を持った方たちに対して、きちんと説明していただきたいと思えます。</p>
委員	<p>これからの手続フロー図（資料2）を見ると、「一般の方のご意見をまとめて回答をしました。そのあと丁寧に説明していきます。」ということで説明いただいているんですけども、実際に市民の方、全員が全員ではないですけども、納得して検討に入りますよね。どこまでいったら次の段階に進むのか、フローを見てもよく分からないんです。実際もうこれで準備書の提出という形で今回の審査会を開きました。技術審査会の委員になってから、初めて一般の方からこれだけ多くの意見をいただいているので、ここはかなり慎重に進めていただきたいところです。これから説明会を開いて、こういうふうに住民の方に理解をいただいて、次の段階に進むような手続になるのか。そういうところは県の説明になるんでしょうか。教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>高知県知事意見としては、意見概要書が提出されてから120日以内に経済産業大臣に知事意見を提出することが、法で定められております。日程的には、先ほど冒頭で述べましたように、2月の下旬までに知事意見として提出させていただくこととなります。こういった審査会の場に出た意見でありますとか、住民の方々から寄せられた意見を勘案して、知事意見を形成させていただくこととなります。</p>

<p>事業者</p>	<p>事業者の見解をお話しさせていただきます。今回、縦覧させていただいた準備書に対する高知県知事意見、そして経済産業大臣勧告が出てくることとなりますが、それぞれいただいた点をしっかりと考慮し、計画の見直しをした上で、また新たな事業計画として精査されたものが出てくることとなります。その内容を地域の皆さまにしっかりと説明していくこととなりますが、どういう段階になったら評価書に臨むかという点については、「何人が同意してくれた」という表現は難しいところですが、そこの取組については、土佐清水市と三原村に状況や計画の進捗を頻繁にお伝えしています。今後の評価書の提出のタイミング等は、行政と調整しながら、検討していくことになると思います。</p> <p>ただ、アセスの手続もそうですが、先ほどから出ている土地の使用に関する林野庁との協議、こちらの進捗を見ながら進めることとなりますので、林野庁との協議が一定程度進んできていること、且つ、地域の皆さまのご理解も今まで以上に進んでいる。こういったことで、地域の行政側が判断いただけた場合には評価書に進むこととなると考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>土佐清水市、三原村といった地域の行政の理解と、引き続き住民の方には丁寧な説明をして、一定理解をいただくと。そういったときにこの質問に対する回答のところで、「高知県の年間消費量の約1割程度を34基で生産できます」であったり、先ほどのメリットの話になってきますけれども、儲けるといったらおかしいんですけれども、行政の税収も上がるようですね。林野庁だって使わない林からお金が取れるわけですから、借地料がそのまま儲かる。だけど、市民の方はそうじゃないんですよ。やはり不安の部分ってすごく多いので、全然立場が違う方々ですから、きちっと説明をしてください。環境に対しても、本当に救うというところはしっかり考えていただきたいと思います。市民の方は全く違う立場ですので、この必要性というのをしっかりと説明して、納得してもらおうように、努めていただきたいと思います。</p>
<p>事業者</p>	<p>これまでの説明の中でも、メリットについては、事業を実施すると必然的に固定資産税や事業税等が入ってきますけれども、それがメリットですという話で全面的に押し出されてしまうと、ある意味自分には関係ないと言いますか、「自分は別にそこに重きを置いてない」という方も一定数おられました。これまでも「私どもとしては、税収等を土台として、これは何もせずにあるもので、その上で地域の皆さまから求められることをプラスアルファでやっていきたい」ということを対話の中でさせていただいています。再生可能エネルギーの事業というのは、カーボンニュートラルという大義がある中で進められているのは事実としてはありますけれども、地域の皆さまにとっては、そこまでの大義を自分事として落とし込むのは難しいところもあると痛感しております。個々人の皆さまが大義も踏まえて、「これだったら進めていいよ」というところの解を目指していけるように、引き続き相互のコミュニケーション</p>

	<p>ョンが必要と思います。そこはしっかりと念頭に置きながら、今、委員にご意見いただいたところを踏まえて対応していきたいと考えているところです。</p>
委員	<p>稼働し始めた後の話なのですが、先ほどの説明でモニタリング調査を継続してやっていくというお話がありました。それぞれの事柄について、モニタリングはどのような手順で、どのような内容でやっていく予定でしょうか。例えば、音、水質、先ほどの濁水の話。それぞれについて、ご説明いただきたい。</p>
事業者	<p>モニタリングと先ほどお話しがありましたが、準備書の中で、事後調査の項目に記載しているとおり、工事中それから稼働後に関しましては事後調査を行うこととしております。まず騒音につきましては、稼働後に再度データをとって、予測評価が適切になされているか確認してまいります。水質につきましては、具体的なモニタリング手法など、そういったところはまだ現状、具体的に決まっていないのですけれども、今後、事後調査報告書、評価書の中で、どういうふうに今後管理していくか、明記していくことになります。こちらでしっかりと説明していくこととしております。</p> <p>補足ですが、例えば、工事用車両が通行する道路が傷んでいないか、また、そこで通行する際に支障になっていないか。そういったところは、施工の際に工事員がしっかりと確認するなど、環境影響評価とは別の切り口で実施していきたいと考えております。その点についても地域の皆さまにご説明できるようにしっかりと取りまとめたいと思っております。</p>
委員	<p>工事中は社員がそこに滞在しているのでもいいと思うんですが、完成し稼働してる間は、三原村や土佐清水市に社員か誰かが駐在するんでしょうか。</p>
事業者	<p>具体的な場所はまだ確定してないんですけれども、ご認識のとおり、稼働後、運転期間中においては、管理員が現地に複数名駐在しますので、そのメンバーで確認をしていくことになります。</p>
委員	<p>今 34 基を計画されているということですがけれども、先ほどから、協議ということは何回も仰っているんですけれども、地元の方から 8,500 件もの反対署名があって、その方たちと協議をしていくと。その協議のときに、この 34 基が減る。例えばその規模を縮小する。そういうことは、お考えのうちにはないんでしょうか。</p>
事業者	<p>全くないと申し上げるつもりもないのですが、その懸念が、例えばこの位置にある風力発電機の見え方が気になるとか、そういったものがあつた場合については、検討ができると思います。逆に全体が（最大発電出力）193,000（kW）と大きいから、もう少し小さくしてほしいといった意見に対して、どこまで対応できるかというのは、個別な具体的な懸念があつて初めて検討できることと思っております。先ずはどういった点に懸念を感じていて、どの風</p>

	<p>車が気になるとか、地域の方とお話しすると、例えばあの地区に建つ予定のあの風車の位置をずらせないかとか、そういったご意見をお持ちの方もいらっしゃるので、そういった方のご意見はしっかりと聞きながら検討していくことになると思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>協議という言葉の意味を考えたときに、先ほど皆さんが仰っていましたが、それは、住民の方で反対している方を、なだめて押さえつけて意見を通すという意味ではないと思います。そういう意見を持っている人も、意見を変えない。こちらでも意見を変えないという状態だと協議にはならないと思います。だから、そこら辺は柔軟に持って行っていただきたいと思います。</p> <p>前回の技術審査会で私が指摘した、一番近い民家は1.2kmのところにあります。そこが私はとても不安なんです。それで、今日いただいた資料（資料5 補足説明）を見たら、そこが民地の山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区にとっても近いです。このY字形の西、西の北のほうに張り出している部分、そこが一番民家に近いわけです。そこがなくなれば良いと思うんだけど、確かに山の陰になっていたりして、前回の説明では風車が見えないと聞きました。見えないにしても、1.2kmのところには180mの大きな風車があると、私がそこに住んでいたとしたら物凄く怖いと思います。ここだけ民家にすごく近い。その辺りも含めて、検討していただきたい。</p> <p>先ほどから濁水のことが出ていますけれども、ピンポイントで山側でっぺんのほうが、地盤がいいから、そこだったら大丈夫だ。そこで掘った土はこういうふうにするから大丈夫だという説明ですけれども、この濁水とか、土や水の流れというのは、ピンポイントで決まることではないと思います。「西南豪雨災害」は、私はその直後に西南地域に行っているんで、その実態をよく見たのですけれども、人間が人工的に何かをしたところが全部総崩れになっていました。だから、そういうことが実際にあるので、それを皆さん見ていらっしゃるんで、とっても不安は大きいと思います。その辺りも含めて協議というときには、お互いに歩み寄らなければいけないんだということを踏まえていただきたい。</p>
<p>事業者</p>	<p>仰るとおりだと思います。私ども説明会のときに反対意見を聞きます。「我々は反対だ」、「是非やめてもらいたい」という意見も多数あります。その中でいつも言っておりますのは、皆さん方のご懸念は何かということ。それを我々が払拭が出来なければ、「我々が事業をやるべきではないと考えている」と答えています。ただし、科学的、或いは技術的な見地に基づいて回答しても、理解を得られないということにおいては、今先生が仰られたように、反対のための反対ということになってしまい、いわゆる好き嫌いということでは意見がどうしてもすれ違ってしまいます。我々としても、地球環境問題に資するという意味で、この風力発電事業に取り組んでいるところもございまして、地球環境問題、あるいは地域の自然を守るという意味では、同じ思いで活動しているということもあることも踏まえ、議論を深めていければと考え</p>

	<p>ています。皆さま方のご心配の点が、音の問題で「聞こえるということであれば、これは問題だ」、「聞こえなければいい」ということなのかどうか。先ほど1.2kmのところ民家があるのは非常に不安だのご意見いただきましたが、これは他所の例で言うと、350mあるいは500mぐらいのところ風車が建つところもございませう。その地域の皆さん方にご理解をいただいているところもある。では、何でその地域の皆さん方が不安に思わないのか、ということもあろうかと思ひます。不安に思われる方にはいろいろな形で皆さん方の不安を煽るような情報が飛び交っているところもありますので、「実態はこうですよ」ということも私どもは説明させていただいております。そのような意味で、先ほども言ひましたけれど、まだまだ私どもの情報発信が足りない部分もあろうかと思ひますので、しっかりご理解いただけるように、協議会を通じて、お話をしていきたいと思ひています。これも、ご意見のとおり一方的な伝え方にならないように努めたいと思ひております。</p>
<p>委員</p>	<p>前から気になっていたんですけど、私は植物の専門なので僭越なのですが、動物でクマタカがかなりたくさん生息していることが気になります。国見山風力発電事業のときには、事業者自ら、クマタカの営巣地があることを個々に把握して、3分の2ぐらいに減らしたんです。ここも南北に連なるところで、かなりの目撃情報がある。ここに全部風車が建つてしまうと、クマタカがいなくなってしまうと懸念されますが、委員は何かご意見や要望等はないでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>前回の技術審査会のときも申し上げましたが、このクマタカが飛んでる尾根に風況タワーがあつて、一部クマタカが誘引されてるんじゃないかという見解も示されていたところですけども、基本飛んでいない風況タワーもあるので、一概にそうとは言えないと思ひています。クマタカがたくさん飛んでいる尾根については、可能であれば、1本ずつ抜いていただければ、ありがたいかなあというふうに思ひてます。</p> <p>それと崩壊土砂流出危険地について、県からエリアをお示しいただいていますが、それともろに重なっている尾根筋にあたりますので、この土砂災害の観点からも、非常にリスクがある尾根筋ではないかと思ひているところですよ。</p>
<p>事業者</p>	<p>クマタカの風況塔への誘引について、止まりがない風況塔もあるというご指摘に關しまして、調査は対象事業実施区域から外側概ね1,500メートルの範囲を目安として全域を調査しています。その中で、ご指摘の風況塔への止まりが多い・少ないという点に關しましては、いわゆる行動圏にかかってくるかどうかということが関係していると思ひています。東側は相対的に風況塔への止まりがあまりなかったのは、飛翔自体も少ないことから、もともと行動圏を有していない範囲ではないかと思ひております。一方で、止まりがある程度確認されたところに関しましては、行動圏にはかかってくるもの</p>

	<p>と考えておりますが、クマタカのテリトリーの考え方には、行動圏、あるいは高利用域、生息する上で頻繁に利用しているところがございます。そういった境界部分に風況塔があると結果的にやっぱり使いやすいとクマタカも学習しますので、固定のタワー等があれば、止まりに使ってしまう。結果的に多く確認をされてしまうというところが、先ず多く確認が見られた要因の一つと考えております。そういった事象については、タワーを撤去すれば近づかなくなるとも考えられますが、それを軽んじているわけではございません。調査の中で見られた行動等を適切に整理して、行動圏、高利用域を検討し、それを有識者の先生方に、全てご確認いただいて、その結果をもって、事業計画に適切に反映できるように、今回準備書にも記載をさせていただいているところですが、今後、評価書に向けて、そういったところも、より精緻に解析をして結果をお示しできるようにしたいと思っております。</p>
委員	<p>行動圏の話ですけれども、やはり実際に飛翔がたくさんあるわけですね。ぜひこの尾根筋については、風車の数を減らすとか、そういった具体的な対策をお願いしたいと思います。</p> <p>別件ですけれども、あと2点ほどお話しさせていただきます。先ず歴史文化財課からの意見（資料5の5ページ）で「カラスバト」に関する記述があります。これは事業者の見解どおりだと思いますが、一点だけ。ご説明のときに蒲葵（ピロウ）島の島名を読み間違っていたかと思います。こういった場合、島名の読み間違いには注意していただきたい。</p> <p>それからもう一点は「ヤイロチョウ」です。ヤイロチョウはあまり高いところを飛ばないので、この見解で良いかと思いますが、高知県の場合、ヤイロチョウの生息地は斜面の谷状地形が主です。実は九州では樹上巣といって、ヤイロチョウの場合は木の上に巣があることが非常に多いです。しかし、高知県の場合は、ほぼ100%地上巣です。谷状地形のところの地面の上に、苔でドーム型の巣を作って繁殖します。先ほどから他の委員から盛土や濁水についてご指摘がありました。正にそういった場所がヤイロチョウの生息できる環境です。ということで、ヤイロチョウがいるということは調査で確認されていないと思いますが、基本的にクマタカがいるところにはヤイロチョウもいます。そのため、ヤイロチョウに関しても、調査では確認できていないかもしれませんが、生息には適している地域ということで、斜面の谷状地形についても十分保全されるようお願いいたします。</p>
事業者	<p>島名の誤りについては失礼いたしました。ヤイロチョウに関しましては、ご指摘いただいたとおり、地上に巣を設けるというところは、本地域での生態としてございます。そういったこともございますので、特に理想的な生息環境となる沢等に関しましては、やはり十分に注意、配慮していくことで、進めさせていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>今の委員のご意見、自分もずっと思っていて、クマタカで重要な場所があ</p>

	<p>る。その一方で、危険箇所がある。そういった相乗的な懸念がある場所については、両方をプラスして影響について考えるべきではないかと思います。一つずつについて考えて提言していく、ということで、今までずっと成り立っていますけれども。そういった違う分野のものについて、いろんな影響があるということについては、もう少しレベルを上げて、その地域、その場所についての評価をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事業者	<p>クマタカや崩壊地域、こういったところを複合的に検討して、計画・検討すべきというご意見については、仰るとおりかと思いますが、アセスの予測評価についてはどうしても個々にクマタカの飛翔や、土木の話とそれぞれ個々の問題になってきます。もし仮に、この事業計画を見直す際には、当然、複合的にここは危険地に該当するし、クマタカの影響もあるだろうということで、優先的に見直す箇所となってくると思います。これはご指摘のとおり、考慮し検討していきたいと思います。</p>
委員	<p>景観のところ、土佐清水市からはたくさん意見が出てきて、一部、風車の数を減らして配慮したということになっています。三原村のところについては、前回、現地調査に行って、主要なところから15基視認できるということで、かなりの数が見えることが分かったんですけど、それについての配慮といえますか。あれだけ見えるのに、何か配慮は考えられてないのか。数を減らすとか、高さを低いものにするとか。見せていただいた場所以外に、ヒメノボタンを保護している観光地に後から自分で行ったのですが、その場所からも同じ角度で見えることが分かりました。なので、三原村については15基がどこでも見える、そんな印象を受けました。それについての配慮というのは何かお考えなんでしょうか。</p>
事業者	<p>景観につきましては、私どもも非常に難しい問題だと捉えております。と申しますのも、風力発電設備が見えることが、そもそもよろしくないと思えられる方もいらっしゃいますが、見えることによって、非常にエコ的でいいと思えられる方もいらっしゃいます。ですから、風車の存在そのものが、否定されるべきものなのかどうなのか、そういったことも踏まえますと、非常に難しい問題と考えております。一方で景観につきましては、重要な文化的な施設であったり、人が多く集まる場所など、そういった重要な施設を阻害するような場所や位置に設置されるものとか、あるいは、いわゆる国立公園の中の景観を阻害するような形になるとか。そういったところについては、当然一定の配慮がされるべきものではないかと考えております。ご指摘の三原村のいろんなところから見えるではないかというところに関しましても、やはり村の方たちからのご意見、あるいは、行政の考え方、そういったことも踏まえて、我々も対応していきたいと考えております。今のところ、三原村からは、こういったところから、これだけの基数が見えるので、削減したほうがいいというようなご意見を多くはいただいているところもございまして、私</p>

	<p>どものほうも、現計画で進めたいなと考えております。</p>
委員	<p>木材集積地に関しては、先ほど委員が仰っていましたが、これは木材集積地というの名の土捨場です。何となく無理やり林野庁に「要りますよね」と言ってるような雰囲気が無きにしも非ずです。無くても良いのではないのでしょうか。</p> <p>先ほどの景観の問題ですけれども、風車が見える・見えないということに関して言えば、個人的には見えても全然気になりません。場合によっては、エコなだけじゃなく、観光資源にもなるかもしれないと思っていますが、道路があって崩れているようなところが見えるのはすごく嫌です。すごくエコじゃないというか。この事業の計画書を見たとき、道路を全部緑化することになっていて、切土、盛土の全部が緑化という形になっているけれど、この場所では無理だという気がする。工事でいろんな林道を使うけれども必ず崩れる。全部コンクリートでガチガチにする形になる。景観ということに関して言えば、毎回フォトモンタージュでこういうふうに住つというのは見せられて、それは何基建っても自分は気にならないのです。この取付け道路が出来たときに、それがちゃんと法面だったら気にならないんです。でもそれが崩れてくれば、非常に気になる。それをコンクリートで補強すると、もっと目立つということに関しては、全然(景観への)配慮になってない。この場所であれば、これを全部緑化でやるというのは、無理だと思うんですけれども。いかがなものでしょうか。</p>
事業者	<p>まず木材集積場については、当然、設置ありきで進められるものではないと思っています。私どもとしては一つ、そういった方向で検討出来ないかということで計画の現状をお示ししています。これが最終的に不要となるということは、今後の協議次第ということもあり、結論が決まっているわけでは当然ございません。先生方のご意見も踏まえながら、地域の感情もありますので、今後、慎重に検討していきたいと思っています。</p> <p>景観の観点でご意見いただいた道路がもし崩れていたら、それは余り良い景観とは言えないと、仰るとおりだと思います。一方で実際にその道路が見える位置にあるかどうかということも、今すぐに答えることが出来ないのですが、もし仮に崩れていたら、その崩れた場所が見えてしまうというのはあると思います。緑化の話がうまくいけば崩れないとも限らないので、その辺りは、応急措置的なことも含めてやっていくしかないかもしれません。以前から、緑化計画は緑化を適切にすべく、林野庁と進めているところもありますので、ご助言をいただきながら進めていくという回答となります。</p> <p>補足ですけれども、先ほど言われたように斜面が崩れた場所であると、安全が第一になってきますので、コンクリート補強、のり砕工とか、そういったものが出てくるかと思えます。そういった中でできる範囲といいますか、のり砕の中だけでも植生するとか、それから吹き付けでも表面で種子吹き付けを何か足してやるとか、やれるところはやるとしても無理なところは無理かも</p>

	<p>しれません。できる範囲で自然になじむようなところは十分に配慮していくべきだと思います。</p> <p>また、道路の掘削はボーリング調査によって、安定勾配の掘削法面というのを判断し、新設におきましては、現状6分の法面勾配とする予定ですが、緑化に関しては、法面にラス網を張ってピンで法面に固定して、その上に3cmの厚層基材を吹き付けることを想定しています。ですから、よほどのことがない限り、掘削法面が崩壊を起こすことは、経験上、出くわしたことがない状況です。土質調査によって、それに適応した法面の緑化方法を考慮しながら、工事を進めていく予定です。</p>
委員	<p>植物で「サカバサトメシダ」と「ヤクシマトウバナ」の影響予測（準備書の968ページと974ページ）、この2種については専門家のヒアリングで分布が確認されたということで、調査区域外だと思います。特に「サカバサトメシダ」に関しては、「改変による生育環境の減少・喪失」の可能性は低いと思いますが、流水域で、今あるスギ林の流水状況によってそれがもう一気に増えてしまったら、かなりその流水の影響によって生育地がなくなってしまうとか、全部削られてしまう。流れてしまうと、もう県内からなくなってしまうぐらいかなり厳しい状況になるのではと思います。その減少・喪失をこういうふうに影響予測されていますけれども、現地でもし調査をされていて、その状況を見ているならば、この予測でもいいんです。しかし、専門家からヒアリングして、この場所に行っていない場合、この回答では非常に不十分ではないかなと思います。立入りを制限したらどうにかなるということよりも寧ろ流水の状況について、その影響がないという判断が必要ではないかと思います。調査は生育地へ行かれていますかというところと、あとこれに関しては、もう一度予測のほうをしっかりとさせていただきたいと考えておりますので、ご意見いただければと思います。</p>
事業者	<p>まず現地で確認出来ているかという点に関しましては、具体的な場所は今お答えを控えさせていただきますが、ご指摘いただいている沢自体には行っております。また、四季調査で現地踏査もしておりますが、現地確認が出来なかったという状況でございます。今後、事業の実施に当たりまして、当然こういった重要種の地区に関しまして、特に今回専門家の先生からご指摘いただいているところについては、再度確認をするべきものと考えております。ただし、行って見て分かるとか、そういう単純なものではないと思いますので、「サカバサトメシダ」、「ヤクシマトウバナ」の、例えば開花時期、花が出る時期等を確実に狙って、そういった時期に現地を確認できるような体制にしていくことが必要と考えております。</p>
委員	<p>ぜひ確認をしたうえで、この影響、予測評価が正しいということを書いていただければと思います。「生育環境の減少・喪失の可能性は低く」と書いてあるのは、そのとおりだと思います。「改変区域外への工事関係者の必要以上</p>

	<p>の立ち入り」もないのでいいです。ただし、流水による影響というのは確かにないと、非常に低いというところまで書ききって、予測評価をしていただきたいと思っております。</p>
事業者	<p>評価書の作成に当たってはその辺り、補足できるよう努めてまいります。</p>
委員	<p>先ほど、高さ180m弱の風車が回ると説明がありました。それがどういう見え方をするのか、あるいは騒音の影響はどうか、ということも含めて、本県でも経験がないことです。今までは、フォトモンタージュと静止的画像を用いて技術審査会で説明をされてきましたが、現在はVR（バーチャルリアリティー）で簡単に再現も出来ます。具体的に（映像上で風車を）回して、動いている状態でこういうふうに見えますとの改良を加えていただきたい。その巨大な風車があったときにどうか、住民の方は心配されている。140mクラスのものもあり、そういうものに音をつけた上で、リアリティーな画像で説明されれば、（住民の方の）不安は解消されるんじゃないでしょうか。（風車から）1.2km（の距離に存在する民家）の問題も、動いている状態で本当はどういうふうに見えるのか、どういうふうに出ているのか、実際はこうですよ、ということをお示しいただければ、（住民の方の）不安はかなり解消すると思いますので、これからは動的な画像で説明をお願いできないでしょうか。</p>
事業者	<p>承知いたしました。地域住民の方含めて、お示しできるように説明方法を検討していきたいと思っております。</p>
委員	<p>何度も技術審査会をやってきましたけれど、この制度全体の問題点というのは、（事業が）スタートアップする前の議論ということです。それ（スタート後の事業）をフォローアップする仕組みがない。これは国のほうの問題です。要するに、1年後、5年後、それが良かったのか、悪かったのか、どういう改善点があったのか、ということフィードバックしていただかないと次の改善は出来ない。そういうシステムがない。これは大きな欠陥かと思えます。スタートして「どうぞ」と言って、それで終わるわけです。そこが非常に大きな問題を持っていて、その後の改善が具体的には事業者と住民の相対の問題にされてしまっている。本来は、（技術審査会のような）ニュートラルな意見交換会で意見をきっちりフォローアップしていく制度が必要だと思います。国がやらなければ、県が条例を作ってやれば良いわけです。（今の制度では）言いつ放しになってしまうので、非常に問題だと思っています。</p>

5 閉会

事務局	<p>本日の審査会を終了する。</p>
-----	---------------------